

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について富津市長から通知があったので公表する。

平成23年6月29日

富津市監査委員 高橋 聖

富津市監査委員 高橋 謙治

措置の内訳

○ 平成22年度第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
健康福祉部 児童家庭課	1 郵券の管理について 通信運搬費で購入した郵便切手の受払簿が作成されておらず、保管に至っては鍵のない場所で管理するなど不適切であるため是正されたい。また、郵便切手購入に当たっては、必要量に応じた予算執行を行われたい。	受払簿を作成し、保管については鍵の掛かるロッカーに収納する事としました。郵便切手購入に当たっては、必要量に応じた予算執行に努めてまいります。
	2 児童扶養手当返還金について 児童扶養手当返還金の収入未済額が、平成21年度決算の収入未済額と同額となっていることから徴収対策に万全を期し、その解消に努められたい。	徴収対策については、債務者に対し随時催告をし、また、分割納付を指導するなど早期の完済に向けて対策を講じているところであり、結果、本監査後に4件(債務者3人)125,000円の返還がありました。今後も引続き解消に努めてまいります。
建設部 管理課	2 公共用財産使用料について (1) 使用料の徴収に数件の誤りが認められるので、適正な納付額に改められたい。	平成23年度より、公共用財産管理条例第13条第2項に基づき適正に徴収しました。
	3 市道補修委託及び河川維持委託契約事務について 8款 土木費・2項 道路橋梁費・2目 道路維持費・13節 市道補修委託料及び8款・3項 河川費・13節 河川維持委託料の契約関係書類を抽出により調査したところ、設計金額の違算、一体として施工すべき契約の分割施工及び支出科目の誤りなどが確認されたので、適正な執行を図られたい。	業務委託の設計については、今後違算のないよう十分注意します。また、発注については計画的に整備をすすめる、一体として整備すべきものは、補修手法等検討しつつ適切に発注し、これらに係る予算の適正執行に努めます。